

33—00 P U D T

口頭審理方式

1. 口頭審理方式とその長所

審判の審理の方式については、書面審理のほか、口頭審理によることもできるとされており、特に無効審判については、口頭審理が原則とされている（[特 § 145](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)）。

口頭審理は、書面では、十分に言い尽くせない当事者の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、合議体が争点を正確に把握することに役立つものであり、また、当事者の説明を受けることで、技術内容の正確な把握にも役立つものである。

そして、口頭での主張が十分にできることから、2回目の答弁書や弁駁書等の提出をする必要がなくなり、結果的には、書面審理よりも早く審理できるという一面がある。

さらに、積極的な審理指揮が行われることにより、当事者は必要な争点についてのみ主張すればよいので、争点以外についての主張立証を省略できるという面もある。

2. 民事訴訟における口頭弁論との違い

特許庁の口頭審理は、民事訴訟における口頭弁論と異なり、職権主義に基づく審理指揮が行えることから、事件に応じた様々な工夫をすることにより最適な事件の解決に導くことができるものである。

また、特許庁における審理は口頭でも書面でも行うことができるので、口頭審理が行われたときであっても、書面で提出されたものは全て審判において有効に陳述されたことになる。

したがって、特許庁における口頭審理は、民事訴訟における口頭弁論とは異なり、書面で提出されたものを審判官の前で改めて口頭で陳述することが法律的

に意義をもつものではなく、審判長が審尋し、争点を整理することで、当事者の適切な主張立証を実現することに意義がある。

(改訂 H27. 2)

33—00.1 P U D T

対象となる審判事件及び選定期間

1. 対象となる審判事件

口頭審理の活用は、特に以下の事件種別について有効と考えられる。

- ① 無効審判（特許、実用新案、意匠、商標）
- ② 取消審判（商標）
- ③ 商標登録異議の申立て（商標）
- ④ 判定（特許、実用新案、意匠、商標）

無効審判事件については、迅速な争点整理及び適確な審理の遂行のため、また、当事者間の信頼性及び納得感を高めるため、以下に該当する事件を除き、原則全件口頭審理を行う（→[51—09](#)の3.）。

- (1) 審判請求又は審判請求に係る手続（審判請求書）を却下すべきとき

例：同一特許権について別件無効審判で無効が確定したため、本件無効審判請求が却下される時、等

- (2) 当事者が争わないことが明らかなとき

例：答弁書や弁駁書が不提出のとき、訂正請求により無効審判の対象となった請求項の全てが削除されたとき、当事者が争わないことを主張しているとき、等

- (3) 当事者（及び参加人）の全てが書面審理を申し立てているとき

- (4) その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

2. 選定期間

口頭審理の時期は以下のように選定することが望ましい。

- (1) 当事者系審判事件

ア 被請求人から答弁書が提出された段階（請求書に対して応答がなかったときを含む。訂正請求がされたときは必要に応じて弁駁後）

イ 答弁書提出前、答弁書（訂正請求書）提出直後など、審理の早い段階

以下のときには、当事者の説明を中心とした口頭審理を、審理の早い段階で行うことが考えられる。

（ア）本件の技術内容が複雑高度であり、内容理解に時間がかかるとき

（イ）主張の前提となる背景技術・理論などが複雑で分かりにくいとき

（ウ）当事者の主張が不明瞭であったり、相互に矛盾するとき

（エ）提出された証拠が多く、その内容の整理・理解に時間がかかるとき

（オ）提出された証拠の立証趣旨が明瞭でないとき

(2) 商標登録異議の申立て

ア 本案審理に着手するとき

イ 取消理由通知書に対して権利者から意見書が提出されたとき

（改訂 R5.12）

33—01 P U D T

口頭審理の期日指定

1. 請求人、被請求人、商標登録異議申立人、権利者、参加人又は代理人と口頭審理の期日を調整する。期日の調整は、期日調整の依頼（様式1）と、原則として口頭審理で審理する予定事項を記載した審理事項通知書（→[33—08](#)）等を当事者に電子メール等により送信する。なお、審理事項通知書の送信に先立って期日を決めるときもある。
2. 期日呼出しは電話・電子メール等を利用した簡易な方法で行う（[特 § 145](#)④→~~民訴 § 94~~、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)）。出頭を担保するため、様式2による期日請書を電子メール等にて当事者に依頼する。しかし、次のときについては、当事者に様式3による口頭審理期日呼出状を送達する。
 - ① 当事者に電話であらかじめ連絡がとれないとき
 - ② 当事者が呼出状を求めたとき
3. 口頭審理期日呼出状は、原則として期日の2週間前までに送達する。
4. 口頭審理期日呼出状の送達が不能であるときは、公示送達する。

公示送達の効力が発生する日（官報公告の日から20日を経過した日）より前に期日が指定されているときは、期日を変更（→[33—02](#)の2.）したのち、公示送達する。
5. 口頭審理を行ったが再度口頭審理を行う必要があるとき、出頭した当事者に対し、期日を告知することが望ましい（→[33—01.1](#)）。

（改訂 R85. ●12）

~~(訂正 R7.11)~~

[様式1] 期日調整の依頼（無効審判事件の期日調整を電子メールで行う例）

件名： 【特許庁】無効202●－8000●●の期日調整について

〇〇〇〇特許法律事務所

弁理士 □□ □□ 様

無効202●－8000●●につきまして、口頭審理の開催を予定します。

つきましては、以下の＜1＞～＜4＞についてご確認のうえ、回答をお願いします。

ご参考に当該事件の審理事項通知書（案）を添付します（正式な審理事項通知書は、別途郵送します）。

また、相手方から提出された審判事件答弁書副本（弁駁書副本）は、令和○年○月○日（ ）に発送を予定しています。

【回答期限】回答の返信は、「令和○年○月○日（ ）」までをお願いします。

＜1＞ 期日調整

下記の期日候補日で都合がつかない日があれば、回答欄＜ ＞に「×」を記入してください。

口頭審理の期日候補日時			回答
令和○年○月	○日（月）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（火）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（水）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（木）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（金）	14：00～	< >

■開廷予定場所：特許庁審判廷~~（又は特許庁第1審判廷）~~、口頭審理時間：約2時間
案内図

特許庁審判廷 <https://www.jpo.go.jp/introduction/access/map.html>

~~特許庁第1審判廷~~ <https://www.jpo.go.jp/introduction/access/shinpan/1-2-hantei.html>

＜2＞ オンライン出頭、オンライン配信について

添付資料「オンライン出頭について」及び「当事者等の関係者に限定したオンライン配信について」をご確認のうえ、以下（１）～（３）について回答をお願いします。

（１） オンライン出頭を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン出頭を希望する場合は、「オンライン出頭について」の「別紙１ オンライン出頭希望書」に必要事項（「省令要件等の事前確認」の省略を申出場合も含む）を記載して提出してください。なお、「別紙１ オンライン出頭希望書」の提出が間に合わない場合は、その旨をご連絡ください。

（２） オンライン配信について、「同意します」／「同意しません」

※オンライン配信は当事者等の関係者に限定して行いますが、同意できない場合はその理由の記載をお願いします。

「同意しない理由： _____ 」

（３） （上記（２）で同意したうえで） オンライン配信を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン配信は、両当事者の同意が得られた場合に可能となるため、オンライン配信を希望されても相手方の同意が得られない場合は実施できないこともあります。

※「オンライン配信希望書」は、両当事者の「同意」が得られた場合に提出をしていただきますので、今後の連絡をお待ちください。

＜3＞ ライブ配信について

添付資料「口頭審理傍聴研修（ライブ配信）への御協力をお願い」をご確認いただき、特許庁職員に限定したライブ配信を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

ライブ配信を望まない特段の理由がある場合はご連絡ください。

＜4＞ 相手方への書類の送付について

添付の「審理事項通知（案）」に記載のとおり、相手方当事者へ口頭審理陳述要領書（写し）をメール等で送信していただくことになります。そのため、相手方当事者と送受信可能なメールアドレス等をご提示いただければ、審判書記官から相手方へお知

らせします。

以下（１）～（３）から選択して回答してください。

（１）本メール送信者のメールアドレスを、相手方との送受信に使用します

（２）次のメールアドレスを相手方との送受信に使用します

利用するメールアドレス：（ ） 担当者：（ ）

（３）その他

（具体的に使用する手段を記入： ）

ご不明な点、確認したい事項等ありましたらご連絡ください。

以上、よろしくお願いいたします。

特許庁審判部審判課審判書記官室

審判書記官 ○○ ○○

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

電話 03-3581-1101（内線 XXXX）

メール XXXX@jpo.go.jp

[様式2] 期日請書

期 日 請 書	
令和 年 月 日	
特 許 庁 審 判 長 ○○ ○○ 殿	
請求人	○○○○○○○○○○
請求人代理人	弁理士 ○○ ○○
被請求人	○○○○○○○○○○
被請求人代理人	弁理士 ○○ ○○
上記当事者間の、無効20XX－800○○○、 特許第○○○○○○○○号の無効審判事件について、 令和 年 月 日（○）午前・午後 時 分の 特許庁審判廷（特許庁庁舎16階）での口頭審理の期日を請けました。	
※担当審判書記官 ○○ ○○	

（注）簡易な呼出し、口頭で期日を通知された場合等に用いる。

[様式 3] 口頭審理期日呼出状

口頭審理期日呼出状

審判請求の番号	無効 2 0 2 ●－8 0 0 ●●
(特許の番号)	(特許第○○○○○○○○号)
起案日	令和○○年○○月○○日
審判長 特許庁審判官	○○ ○○
請求人代理人弁理士	○○ ○○ 様

審判請求人	○○ ○○
-------	-------

審判被請求人	○○ ○○
--------	-------

この審判事件について、口頭審理期日を令和○○年○○月○○日（○）午後○時○○分に指定しましたので、当日特許庁審判廷（特許庁○階）に出頭してください。

なお、呼出しを受けた者が、正当な理由がないにもかかわらず出頭しない場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

(備考)

この呼出状に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課審判書記官室 ○○ ○○

電話 03(3581)1101 内線 XXXX メールアドレス XXXX@jpo. go. jp

33—01.1 P U D T

口頭審理の期日の告知

審判長は、当該事件について出頭した当事者又は参加人に対し口頭審理の期日を告知することができる。このときには、口頭審理期日呼出状を送達する必要はない（[特 § 145④](#)⇒[民訴 § 94](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56](#)）。

1. 告知する者

審判長が告知しなければならない。

2. 告知を受ける者

当該事件について出頭した当事者若しくは参加人、又はその代理人である。

「当該事件について出頭した」とは、当該審判事件の審理、審尋、面接、記録の閲覧など、当該審判事件に関連した用件を達成することを目的として特許庁に出頭している場合をいう。

他の事件について出頭しているときに、告知することはできない。

3. 告知する事項

期日及び場所を告知する。

期日は、合議体、両当事者及び審判書記官の都合を調整して決定しなければならないので、期日の告知は、原則として、両当事者が当該事件について出頭しているときに行うこととする。

場所は、原則として特許庁の審判廷のいずれかを指定する（→[33—05](#)の1.）。

4. 期日の告知にあたっての注意

審判長は、期日を告知するときは、事前に審判書記官と審判廷等の使用状況等口頭審理期日について十分協議しておく。

口頭審理が証人尋問等証拠調べを伴うときであっても、出頭した当事者に対しては、期日の告知が可能である。

5. 期日告知の記録

審判長は、期日を告知したときは、調書、又は面接記録にその旨を指定した期日とともに記録する。

(改訂 R8~~5~~.  ~~12~~)

33—02 P U D T

口頭審理の期日の変更

審判長は、期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる（[特 § 5②](#)、[実 § 2 の 5①](#)、[意 § 68①](#)、[商 § 77①](#)）。

1. 請求による期日の変更

期日の変更請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない（[特施規 § 4 の 2②③](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)、民訴規 § 36）。

(1) 期日の変更を認めるとき

ア 期日変更請求書に相手方(注1)の同意が表示されているとき。

イ 期日変更請求書に正当な理由(注2)が具体的に記載されているとき。このときは、相手方の同意の有無を問わない。

(2) 期日の変更を認めないとき（[特施規 § 4 の 2④](#)、[実施規 § 23①](#)、[意施規 § 19①](#)、[商施規 § 22①](#)、民訴規 § 37）

ア 当事者の一方に代理人が2人以上あり、そのうちの1人に期日変更請求の理由が生じたとき。

イ 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたとき。

ウ 指定した期日の直前に期日変更の請求があり、これを証人その他指定期日に呼び出した者に連絡できる見込みがないとき。このときは相手方の同意の有無を問わない。

2. 職権による期日の変更

審判長は、やむを得ない事由があるときに限り、職権で期日の変更をする。

3. 期日変更の手続

(1) 請求により、又は職権をもって期日を変更するときは、特別の事情のない限り、指定期日後のなるべく早い日を新期日として指定する。

(2) 新期日指定の手続（→[33—01](#)）

（注 1） 相手方とは、当事者としての相手方を意味し、参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人を含まない。

ただし、参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人が申し出た証人を尋問する期日の変更を当事者が請求するときは、その参加人、参加申請人及び商標登録異議申立人を相手方とする。

（注 2）〔正当な理由の例〕

- (1) 代理人のない当事者、代理人又は証人が病気であって、医師の診断書の添付があり、出頭できない理由が明らかなとき。
- (2) 期日が先に指定された裁判所、審判口頭審理の期日と競合する場合。
- (3) 代理人のない当事者、代理人又は証人が公務若しくは、その他やむを得ない事情により出頭できない理由が明らかなとき。
- (4) その他(1)、(2)、(3)に準じる理由で第三者の証明書の添付があり、審判長が正当な理由と認めたとき。

（改訂 H24. 3）

33—03 P U D T

口頭審理の出頭者、期日に出頭しない場合の手続**1. 出頭者**

- (1) 口頭審理に出頭し得る者は当事者（法人にあっては代表者）、代理人、参加人及び通訳人である。

代理人としては次の者が挙げられる。

ア すでに特許庁に対し代理人としての手続をした弁理士、弁護士、指定代理人等

イ 委任状を持参した弁理士、弁護士

望ましい出頭者は以上のとおりであるが、やむを得ない事情を当事者が疎明し、審判長が認めたときは、委任状を持参した当該当事者の従業者等も許容する。例えば、専門性の高い技術事項を説明する発明者が該当する。

- (2) 出廷した者が委任状を示さず、かつ口頭審理に出頭したい旨申し出た場合において、審判長が、出頭させることが適切と認めたときは、相手方の意見を聞いたうえで、委任状を後から提出させることにして審理する。委任状の提出がないとその陳述が無効になることから、その事情を調書に明記する。

- (3) 出頭者となり得ない者は、傍聴人として扱う。

弁理士又は弁護士事務所の、弁理士又は弁護士等の資格を有しないスタッフは出頭者となれない。

弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士も出頭者となれない。

当事者と法人の異なる法人に属する従業者は出頭者となれない。

2. 期日に出頭しないとき

特許庁から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭しないときは十
万円以下の過料に処せられる（[特 § 203](#)、[実 § 63](#)、[意 § 76](#)、[商 § 84](#)）。

3. 口頭審理期日に当事者の双方が出頭しないとき

口頭審理期日に当事者の双方が出頭しないときは実質的に口頭審理を行うことができない。そこで、

- (1) その期日に証人尋問を併せて行う予定がなかったときは、不出頭の事実を記載した口頭審理調書（→[33—04](#)）のみを作成する。
- (2) その期日に証人尋問を併せて行う予定があったときにおいて、
 - ア 証人が出頭しなかったときは、前記(1)に準じる。
 - イ 証人が出頭したときは、証人尋問のみを行うことができる（[特 § 151](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)、[民訴 § 183](#)）。このときには、主として証人尋問の申出をした者から提出されている尋問事項を記載した書面に基づいて、審判長が証人を尋問する。そしてその結果、口頭審理に関する不出頭の事実を記載した口頭審理調書と証人尋問調書とを作成する。

4. 口頭審理期日に当事者の一方が出頭しないとき

口頭審理期日に当事者の一方が出頭しないときは、原則として口頭審理を行う。

- (1) その期日に証人尋問を併せて行う予定がなかったときは、口頭審理調書のみを作成する。
- (2) その期日に証人尋問を併せて行う予定があったときであって、
 - ア 証人が出頭しなかったときは、前記3.(1)に準じる。
 - イ 証人が出頭したときには、併せて証人尋問を行うことができる（[特 § 151](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)、[民訴 § 183](#)）。そしてその結果、口頭審理調書と証人尋問調書とを作成する。このときの証人尋問において、
 - (ア) 証人尋問を申し出た側の当事者が出頭しているときは、主としてその当事者に尋問させる。
 - (イ) 証人尋問を申し出た側が不出頭で、その相手方が出頭しているときは、前記3.(2)イと同様にして証人尋問を行う。ただし、前記の相手方にも反対尋問の機会を与えることはいうまでもない。

（改訂 R5. 12）

33—04 P U D T

口頭審理調書の作成要領

1. 口頭審理調書は、審判書記官が、期日ごとに作成する（[特 § 147①](#)、[実 § 41](#)、[意 § 52](#)、[商 § 56①](#)、[§ 68④](#)）。
2. 口頭審理調書は、口頭審理の内容を公証するために作成される公文書である。
3. 口頭審理調書は、様式 1 による口頭審理調書の所定箇所に、審判事件の番号、期日、審理の公開又は非公開（その理由）、場所、出頭者、合議体（審判官の氏名）、審判書記官等の形式的記載事項を記入し、ついで陳述者と陳述の内容の要点を簡潔に記録する。

調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープ、電磁的記録を記録した記録媒体、その他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる（[特施規 § 56](#)、[実施規 § 23⑫](#)、[意施規 § 19⑧](#)、[商施規 § 22⑤⑥](#)、民訴規 § 69）。

陳述内容の記載に当たっては次の点に注意する。

- (1) 審判請求書、答弁書等の書面に基づいて陳述したときは、必要に応じてその書面、書面の提出日、該当箇所（頁、項目）を明示して、書面記載のとおり陳述した旨を記載する。

その他審判長の審理指揮の内容、当事者の意見の陳述、主張及び異議などについても、その要領を明確に記載する。また、当事者、審判長の発言で時系列が必要なときは、発言をした順序どおり記載する。

主張、証拠方法の撤回、証拠の成立の認否が行われたときは、その内容を記載する。

- (2) 審判請求書、答弁書等に含まれていない事項についての陳述があったとき、

審判長は、当事者の陳述内容を確認するためにそれを復唱し、審判書記官に対してその旨調書をとるように指示する。

陳述しようとする内容が長文にわたるもので、その内容が複雑であるか又は不明確となると、審判長は、後日書面で提出するように指示することもできるので、その場合には、そのような指示があった旨と当事者が後日提出する旨（提出期限及び提出方法）を記載する。

- (3) 口頭審理を終了する際に、審判長が本件の審理を終結する旨、審決をするのに熟した旨、又は、今後書面審理による旨告知したときは、その旨を記載する。
- (4) 書面であることを要しない補正可否の決定、無効理由通知、訂正拒絶理由通知等がされたときは、その旨記載する。
- (5) 口頭審理の際には、併せて証拠調べが行われる（→[35—01](#)）ことがある。その場合は、口頭審理調書とは別に作成される証拠調べ調書（→[35—02](#)）に記載のとおり証拠調べが行われた旨を記載するとともに、口頭審理のどの段階において行われたかを示して記載する。
- (6) 除斥、忌避の申立てが口頭でされたときには、これに関する審判長の審理に関する指揮内容を特に正確綿密に記録し、3日以内に疎明書が差し出されて除斥、忌避審判（→[59—01](#)～[59—05](#)）が立件されるときには、調書におけるこの部分の記録を複製して立件記録に連綴する手順をとる。

4. 口頭審理調書の内容に当事者その他の関係人が異議を述べたときは、審判書記官は、調書に異議が述べられた旨及びその内容を記載しなければならない（特施規 § 55④、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

~~4. 5.~~ 審判書記官は、調書作成後両当事者に調書の写しを電子メール等で送付する（~~証拠調べ調書、録音テープ等を引用した調書~~で引用された電磁的記録を記録した記録媒体は除く）。

6. 調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、審判書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる（特 § 147③→民訴 § 160 の 2①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

審判書記官は、口頭審理調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記載した調書を作成しなければならない（特施規 § 56 の 2、 § 57 条の 8、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

（改訂 R8~~5~~. ●~~12~~）

[様式 1] 口頭審理調書

第 1 回口頭審理調書			
審判番号	無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇		
期日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 午後 〇 時 〇 〇 分		
場所及び公開の有無	特許庁審判廷で公開		
審判長審判官	〇 〇	〇 〇	
審判官	〇 〇	〇 〇	
審判官	〇 〇	〇 〇	
審判書記官	〇 〇	〇 〇	
出頭した当事者等	請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
	請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
	被請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
	被請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
陳述の要領			
請求人			
1	<当事者の陳述の要領>		
2	<審判長が記載を命じた事項>		
3	<当事者の請求により審判長が記載を許した事項>		
4	<その他の必要な事項>		
被請求人			
1	<当事者の陳述の要領>		
2	<審判長が記載を命じた事項>		
3	<当事者の請求により審判長が記載を許した事項>		
4	<その他の必要な事項>		
審判長			
1	<審判長が記載を命じた事項>		
2	<当事者の請求により審判長が記載を許した事項>		
3	<その他の必要な事項>		
以上			
審判長	特許庁審判官	〇 〇 〇 〇	XXXX
	審判書記官	〇 〇 〇 〇	YYYY

(改訂 R5.12)

33—05 P U D T

口頭審理の順序

1. 準備

(1) 開廷場所

ア 原則として、特許庁の審判廷にて行う。ただし、公開性を担保できれば、会議室又は面接室も可とする（→[07—01](#)）。

イ オンライン口頭審理（→[33—09](#)）を行うときは、特許庁の、ウェブ会議システム等の I T 機器を備えた審判廷を使用する。

ウ 証拠調べを伴うときは、特許庁の審判廷等を使用する。なお、上記のウェブ会議システム等の I T 機器を備えた審判廷では、動画等による技術説明、書画カメラを用いた現物・対象物の検証が可能である。

エ 上記ア～ウに加えて、合議体が全国各地に出向いて口頭審理を行う巡回審判も開廷できる。

(2) 口頭審理前の事前打合せ及び審理事項の通知

ア 審判長、合議官、審判書記官は、事件内容の簡単な説明等を含む口頭審理の進め方、主要争点、記録のポイント等について事前の打合せを行う。

イ 充実した審理を円滑に実施するために、合議体が、期日当日に審理を予定する事項を審理事項通知書（→[33—08](#)）等により、あらかじめ当事者に通知し、それを踏まえた口頭審理陳述要領書の作成等の準備を促す。なお、審理事項通知書は、原則、期日決定後に送付するが、口頭審理の準備期間を確保するため、期日決定前にも、その後に郵送される審理事項通知書の内容を電子メール等で送付する。

(3) 口頭審理の公開

ア 審判の公平性を担保するために、口頭審理は公開して行う。ただし、公序良俗を害するおそれのあるとき、又は当事者若しくは参加人が保有する営業秘密が公となるおそれのあるときは非公開で行う。

イ 個々の事件につき、公開か否かの判断は、口頭審理によるものとした後、合議体が行う。

ウ 透明性を担保するために、口頭審理の期日・場所などを公示する。

(4) 審判書記官の準備作業

ア 特許庁本庁舎 1 階ロビーに 1 か月分の開廷予定表を掲示する。また、[特許庁ウェブサイト](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/kousyo.html) (https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/kousyo.html) にも掲載する。

イ 期日当日の朝、当日の開廷事件について、各審判廷前の掲示板にその旨表示する。

2. 開廷から閉廷まで

(1) 開廷

廷吏が事件の呼上げをしたのち、審判長は、当事者及び代理人の出頭者を個別に確認する。なお、事件の呼上げは審判書記官がすることもできる（→[07—02](#)）。

(2) 請求人の陳述

ア 請求の趣旨及び理由について

審判長は、請求人又はその代理人に対して請求の趣旨及び理由を陳述させる（口頭審理陳述要領書→[33—07](#)）。

（ア）請求の理由が審判請求書などに記載したところと同じであれば、特に陳述する必要はない。あえて、「審判請求書のとおり陳述します。」等の儀式的な陳述は不要である。

（イ）請求人又はその代理人は、請求の趣旨及び理由において強調したいこと、整理して陳述したいことを主張することができる。

（ウ）審判請求書、弁駁書、口頭審理陳述要領書等に記載されている事項は、陳述しなくても審決の基礎となる。

イ 争点についての釈明をすることが望ましい。

ウ 本件技術、背景技術、商品取引実態等の説明をすることができる。

(3) 被請求人の陳述

ア 答弁の趣旨及び理由について

審判長は、次いで、被請求人又はその代理人に対して答弁の趣旨及び理由を陳述させる（口頭審理陳述要領書→[33—07](#)）。

（ア）答弁の理由が答弁書などに記載したところと同じであれば、特に陳述する必要はない。あえて、「答弁書のとおり陳述します。」等の儀式的な陳述は不要である。

（イ）被請求人又はその代理人は、答弁の趣旨及び理由において強調したいこと、整理して陳述したいことを主張することが望ましい。

（ウ）答弁書、口頭審理陳述要領書等に記載されている事項は、陳述しなくても審決の基礎となる。

イ 争点についての釈明をすることができる。

ウ 本件技術、背景技術、商品取引実態等の説明をすることができる。

（4） 弁駁及び再答弁

更に、被請求人又はその代理人が陳述した答弁に対する請求人又はその代理人の弁駁及びその弁駁に対する答弁があれば、それを陳述させる。

（5） 審判長の尋問

審判長は、請求人の請求の趣旨及び理由、並びに被請求人の答弁の趣旨及び理由について、不明瞭な陳述（記載）の釈明を命じる。

（6） 相手方の陳述

釈明に対する相手方の意見の陳述を求める。

（7） 証拠の扱い

必要があれば、書証~~証拠~~の原本の確認、証拠の成立の認否をさせる（→[34—01](#)）。

（8） 在廷証人の採否決定

在廷証人の申出があれば、合議によりその採否の決定をする。

（9） 審理終結、期日指定又は書面審理の告知

審理終結（なるべく口頭審理は1回で終わることが望ましい）、次回期日若しくは続行期日の指定、又は以後書面審理によるときは、これを告知する。何らかの文書を提出させる時は、当事者の合意のもと、できるだけ短い期間（標準指定期間→[25—01.2](#)）を指定することが望ましい。

（10） 証拠調べ

口頭審理期日において併せて証拠調べを行うときは、当事者の陳述の前に行うこともできる。

証人尋問（→[35—05](#)）を行うときは、[35—04](#)の順序による。

(11) 証拠調べの結果に対する意見陳述

審判長は、証拠調べの結果について、当事者双方に意見の陳述をさせる。

(12) 閉廷

主張が十分された後、審判長は、当事者に対し、調書（→[33—04](#)）に記載を求める事項を確認する。

審理を終結することができる又は審決をするのに熟した場合は、その旨を口頭で通知し、調書に記載する。また、後日に書類の提出を求める場合は、当該書類の提出期限を指定する。以後書面審理とする場合は、さらに、書面審理通知をする。例外的な場合、次回口頭審理期日を指定することもある。

その後、審判長は、閉廷を宣する。

(改訂 R85. ●12)

33—06 P U D T

口頭審理における録音装置などの使用

1. 審判長は、必要があると認めるときは、申立てにより、又は職権をもって録音装置を使用して、口頭審理（証拠調べを含む）における陳述の全部又は一部を録音させることができる（[特施規 § 53](#)、[実施規 § 23](#)⑫、[意施規 § 19](#)⑧、[商施規 § 22](#)⑥、民訴規 § 76、~~刑訴規 § 40~~）。
2. 当事者が録音装置を使用して口頭審理（証拠調べを含む）における陳述の全部又は一部を録音しようとするときは、審判長の許可を受けなければならない。なお、相手方の承諾書を添付した使用許可申請書を審判長に差し出すことが望ましい（[特施規 § 53](#)、[§ 54](#)、[実施規 § 23](#)⑫、[意施規 § 19](#)⑧、[商施規 § 22](#)⑥、民訴規 § 76、§ 77、~~刑訴規 § 215~~）。
3. 前項の使用許可申請書を差し出す余裕のないときには、使用前に、なるべく開廷前に審判長に対し、その旨を口頭で申請しても良い。このとき、審判長は相手方（証人調べの場合は相手方のほか証人本人）の意向も確かめた上で、その採否を決定するとともに、必要に応じて審判書記官に命じて証拠調べ調書にその経過を記載させる。
4. 当事者又は参加人は、証拠調べ（証人尋問）の証人等の陳述の録音又は録画により作成された電磁的記録~~録音テープ~~につき、申請により交付を受けることができる。また、審決の謄本が送達されるまでに「証人等の陳述を記載した書面」を作成することを申し出ることができる。

(改訂 [R8H27](#). ●2)

33—07 P U D T

口頭審理陳述要領書

口頭審理陳述要領書（[特施規 § 51](#)、[実施規 § 23](#)^⑫、[意施規 § 19](#)^⑧、[商施規 § 22](#)^⑥）は、事実関係が複雑多岐にわたるときでも、当事者の陳述とその聴取を脱落なく確実に行い、さらに、陳述における精緻な理論構成を可能とし、口頭審理を効率よく行うためのものである。

したがって、請求書、答弁書等、すでに提出されている書類が適切、明確に記載されているとき、あるいは、所定期日までに口頭審理陳述要領書の提出がないときは、必ずしも義務的に提出させる必要はない。

したがって、提出がないときも、命令等をすることを要しない。

口頭審理陳述要領書の提出は、以下のようにする。

- (1) 口頭審理陳述要領書の提出要請は、原則として、審理事項通知書の送付の際に行う。

口頭審理陳述要領書の提出期限は、該陳述要領書の作成に要する期間、相手方の検討に要する期間、合議体が予めその内容を把握するのに要する期間などを考慮して、通常、期日の1～2週間前に設定する。

当事者は、口頭審理陳述要領書を提出する場合、正本（1通）、副本（相手方用○通＋審理用1通）を提出すると共に、その写しを特許庁及び相手方に電子メール等で送信する。

- (2) 無効審判等における口頭審理陳述要領書は、特許法施行規則の様式65の10に従い、以下の様式1（請求人用）、様式2（被請求人用）のように作成する。
- (3) 当事者は、口頭審理において、プロジェクター、スクリーン等の特別な機器を用いるときは事前に審判書記官に相談する。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

[様式1] 口頭審理陳述要領書 [請求人用]

口頭審理陳述要領書	
令和 年 月 日	
特 許 庁 審 判 長 殿	
1. 審判の番号	無効20〇〇－800〇〇〇
2. 請求人	
住 所	
氏 名 (名称)	
3. 代理人	
住 所	
電 話	
氏 名	
4. 被請求人	
住 所	
氏 名 (名称)	
上記審判事件に関し、令和 年 月 日午前・午後 時期日の 口頭審理において、請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。	
5. 陳述の要領	
6. 証拠方法	
7. 添付書類の目録	
口頭審理陳述要領書	副本 〇通

(注) 「5. 陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。

一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②請求の理由の補足、③被請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

[様式 2] 口頭審理陳述要領書 [被請求人用]

口頭審理陳述要領書 令和 年 月 日 特 許 庁 審 判 長 殿	
1.	審判の番号 無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇
2.	被請求人 住 所 氏 名 (名称)
3.	代理人 住 所 電 話 氏 名
4.	請求人 住 所 氏 名 (名称)
上記審判事件に関し、令和 年 月 日午前・午後 時期日の 口頭審理において、被請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。	
5.	陳述の要領
6.	証拠方法
7.	添付書類の目録 口頭審理陳述要領書 副本 〇通

(注) 「5. 陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。

一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②答弁の理由の補足、③請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

33—08 P U D T

審理事項通知書

1. 審理事項通知書の意義

審理事項通知書は、合議体が口頭審理期日に予定している審理事項を期日前に当事者に伝え、それを踏まえた口頭審理陳述要領書の作成等の準備を促すことにより、口頭審理を円滑に行い、審決に必要な資料を収集するためのものである。

審理事項通知書は、他の通知（→[37—00](#)の2.）と同様に記録につづり、閲覧請求の対象とすることで、手続の透明性を高める。審決にも手続の一つとして記載する。

2. 審理事項通知書の記載事項

審決に必要な資料を収集するため、審理事項通知書（様式1）には、以下の(1)～(3)を中心に記載することが考えられるが、具体的な記載事項は、事案に応じて、合議体の判断に基づき記載する。

(1) 合議体の暫定的な見解

その時点における合議体の本件発明、引用発明、両者の一致点、相違点等の事実認定に関する暫定的な見解を記載する。

(2) 当事者の主張に関して

上記(1)の事実認定に関する合議体の暫定的な見解について当事者に意見を求める。また、当事者が争点としている事項及び合議体が審決を起案する上で論点となる事項について、それらの争点等を具体的に指摘し、それに対する当事者の主張・立証が尽くされるようにする。

さらに、審判請求書、答弁書、訂正請求書、弁駁書等において、明瞭でない点等を指摘し、釈明を求め、場合によっては主張の撤回を促す。

(3) その他

必要に応じて、本件特許発明及びその背景等の技術説明を促す。

特許無効審判において、関連する侵害訴訟があり、無効の抗弁があるときは、理由・証拠の異同について説明を求める。

原本確認を要する証拠があれば、期日に持参するよう促す。

また、審理事項通知書の末尾に、「同内容の審理事項通知書が相手方にも通知されています。」等と記載するのが望ましい。

3. 審理事項通知書の送付手続

- (1) 審判書記官は、期日調整の依頼書（→[33—01](#)の様式1）及び合議体が起案した審理事項通知書（期日は決定前なので未記入）を当事者に電子メール等で送付する。

なお、審理期間の短縮を図るため、審判書記官による期日調整と合議体による審理事項通知書の起案を並行して行ってもよい。このとき、合議体は、当事者の口頭審理前の準備期間が不当に短くならないよう留意しなければならない。

- (2) 審判書記官は、当事者と期日を調整し、合議体の了承が得られた後、期日請書ひな形（→[33—01](#)の様式2）を当事者に電子メール等で送付する。
- (3) 審判書記官は、両当事者からの期日請書が揃った時点で、決定した期日を合議体に連絡する。
- (4) 合議体は、原則当該連絡を受けた日に期日を審理事項通知書に記入し、決裁する。
- (5) 審判書記官は、期日が記入された審理事項通知書を当事者に送付する。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

[様式 1] 審理事項通知書

審理事項通知書

令和〇年〇月〇日
特許庁審判長

審判請求の番号	無効20XX-800〇〇〇
(特許の番号)	(特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号)
請求人	〇〇〇〇様
代理人弁理士	〇〇〇〇様

令和〇年〇月〇日に行う口頭審理における審理事項をお知らせします。

口頭審理陳述要領書を提出する際には、下記の点を踏まえて作成し、期日の2週間前までに特許庁出願窓口へ提出又は送付してください。また、それと同日に当該口頭審理陳述要領書を、担当審判書記官の指示に従い、担当審判書記官及び相手方へ電子メール等で送付してください。

記

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡下さい。

審判部第〇部門 審判官 〇〇〇〇

電話 03(3581)1101 内線〇〇〇〇

メールアドレス XXXX@jpo.go.jp

33—09 P U D T

オンライン口頭審理

1. オンライン口頭審理

- (1) 審判官合議体及び審判書記官並びに当事者及び参加人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって手続を行う口頭審理（特 § 145⑦⑥）を、オンライン口頭審理という。

「審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」を実現できるシステムを「ウェブ会議システム」という。

- (2) 当事者及び参加人が、審判廷に出頭することなく、ウェブ会議システム等を利用して、オンライン口頭審理の期日における手続に関与することを、オンライン出頭といい、オンライン出頭した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなされ、審判廷に出頭した当事者及び参加人と同様に扱われる（特 § 145⑧⑦）。

- (3) 合議体及び審判書記官は、オンライン口頭審理においても審判廷に列席する。また、審判廷の廷吏の席には、機器操作等のために特許庁職員が座ることがある。

- (4) 審判長は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が通訳人との間でウェブ会議システムを利用する方法によって通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をする方法によってすることができる（特 § 146→民訴 § 154

②)。審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって通訳人に通訳をさせる場合、その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない（特施規 § 54 の 2→ § 51 の 2④）。

2. 当事者の関係者に限定したオンライン配信

審判長は、当事者の関係者に限定して口頭審理のオンライン配信を認めることができる。なお、オンライン配信は口頭審理の公開（[特 § 145⑥⑤](#)）を目的とするものではない。

（注）オンライン口頭審理等についての詳細は「[口頭審理実務ガイド](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/koutou_shinri.html）、「[オンライン口頭審理に関するQ & A](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf）、「[オンライン出頭の実施要領](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/online-shuttou.pdf）、「[オンライン配信の実施要領](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/online-haishin.pdf）等（特許庁ウェブサイトで公開している「[オンライン口頭審理・関連資料](#)」（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryō.html））を参照のこと。

（~~追加~~改訂 R85. ●12）